

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

令和3年度第1回会議録

会議日時	令和3年7月2日(金)		開会	午前10時10分	
			閉会	午前10時55分	
会議場所	全員協議会室	出席者数	委員 8名 事務局 6名		
出席者	委員	会長	伊藤 茂	委員	今井 寛
		副会長	高橋 千代子	委員	吉川 英亨
		委員	井上 恭子	委員	木村 佳照
		委員	井上 祥夫	委員	和田 雅子
	事務局	総務部長	古屋 勝敏	総務課主査	神谷 智
		総務課長	下田 恭裕	総務課主任	土屋 徳之
		総務課副課長	沼尾 陽平	総務課主任	山地 裕也
欠席委員	なし				
関係者の出席	なし		傍聴者	なし	
議長	古屋 勝敏 伊藤 茂		担当書記	山地 裕也	
会議議題	1 会長の選出について 2 副会長の選出について 3 情報公開・個人情報保護審議会について 4 情報公開・個人情報保護の実施状況報告について				

会 議 内 容	
進 行 者	内 容
下田総務課長	開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。
古屋総務部長	1 部長あいさつ 議事に先立って、総務部長からあいさつした。以後、会長選任までの議事進行を古屋総務部長が代行する。
古屋総務部長 (仮議長)	2 議事 (1) 会長の選出について 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条の規定に基づき、会長は委員の互選により定めることとなっていることから、立候補又は推薦を求めた。伊藤委員が推薦され、各委員の同意があったことから、伊藤委員が会長に選任された。
伊藤会長 (議長)	あいさつ ※会長が選出されたため、以後の議事進行を総務部長から会長に交代
伊藤会長 (議長)	(2) 副会長の選出について 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条の規定に基づき、副会長は委員の互選により定めることとなっていることから、立候補又は推薦を求めた。高橋委員が推薦され、各委員の同意があったことから、高橋委員が副会長に選任された。
高橋副会長	あいさつ
事務局	(3) 情報公開・個人情報保護審議会について 情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務等について、事務局より概要説明を行った。 当該説明についての質疑は特になし。
事務局	(4) 情報公開・個人情報保護の実施状況について 令和2年度富士見市情報公開・個人情報保護実施状況報告書について、事務局より説明を行った。 また、個人情報取扱業務の登録等について、富士見市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づき、報告を行った。 当該説明についての質疑及び回答は以下のとおり。 質疑① 令和2年度における開示件数と、開示方法別の件数が一致しない理由を確認したい。

	<p>回答① 受付時に開示方法を確認するため、集計上は、受付時点での件数としている。</p> <p>質疑② 部分開示となった理由の中に公文書不存在がある。公文書不存在が理由となるのは非開示になると思うが、部分開示となることもあるのか。</p> <p>回答② 例えば、1件の開示請求の対象となる文書が複数ある場合、そのうちの一つの文書が不存在で、それ以外の文書は全部開示できる場合がある。そのような場合は、一つ一つの文書で見れば全部開示又は非開示となるが、1件の開示請求全体としては部分開示となる。</p> <p>質疑③ 個人情報の目的外利用の届出件数が例年に比べかなり多いように見受けられるが、何か特別な理由があるのか。</p> <p>回答③ コロナの影響等によるもので、給付金事業等が開始された件数が多かったため、目的外利用の届出件数の増加へつながった。</p> <p>質疑④ 不服申立てが1件あったとのことだが、どういった内容だったのか、差し支えない範囲で教えてほしい。</p> <p>回答④ 市民の方が、市役所との相談等における自己に関する情報の開示を求めたところ、市民の方の希望する文書の開示がなかったため、開示を求め、審査請求されたもの。</p>
事務局	<p>事務局からの補足事項</p> <p>現在のところ審議会の開催予定はなし。しかし個人情報保護条例の改正に伴い、個人情報取扱の運用等に関して審議会への諮問が発生することが見込まれるため、審議会への諮問が発生した場合にはご協力いただけるよう委員にお願いをした。</p>
伊藤会長 (議長)	<p>3 閉会</p> <p>閉会を宣言した。</p>